

自転車用ヘルメット 購入費用に 補助金を交付します!!

申請期限に
ご注意ください

令和9年

3月1日(月)

必着!!

自転車乗車中の交通事故の被害の軽減を目的として、
購入したヘルメットの費用の一部に対し、補助金を交付します!

☑ 補助金額

購入費用の **2分の1** 相当額 (**上限額2,000円**)

(カードなどで購入した場合のポイント使用分及び配送料は、対象外です。)

☑ 対象となる方

★基準日時点の年齢にご確認ください

新城市内にお住まいで、次の①から③までの要件を全て満たす方

- ① **令和9年3月31日時点**で「満7歳以上満18歳以下」又は「満65歳以上」であること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

※ 補助金の交付は、ヘルメットを使用する児童生徒等又は高齢者 **1人につき1個かつ1回限り**です。

☑ 申請手続

★申請期限は3月1日(市に必着)です

- ① 申請書類の提出期間 **(★)**
令和8年4月1日(水)～令和9年3月1日(月)
- ② 申請書類の提出先
新城市役所行政課・鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課
- ③ 提出書類
交付申請書、領収書の写しなど(詳しくは、裏面をご覧ください。)

☑ 対象となるヘルメット

★昨年度中に購入したものは対象外です

- ① **(★)** **令和8年4月1日以降に購入した「新品」のヘルメット**であること。
- ② 次のいずれかの承認を受けたヘルメットであること。
 - ◆ SGマーク(一般財団法人製品安全協会による承認)
 - ◆ JCFマーク(公益財団法人日本自転車競技連盟による承認)
 - ◆ CE(EN1078)マーク(欧州連合の欧州委員会による承認)

※ CEマークは、「EN1078」規格に限ります。

 - ◆ GSマーク(ドイツ製品安全法による承認)
 - ◆ CPSCマーク(米国消費者製品安全委員会による承認)

[裏面]

☑ 補助金の申請から交付までの手続の流れ

1. ヘルメットを購入後、「申請書類」を市に提出する。

① 提出書類

ア 交付申請書

イ 領収書の写し

申請者又は使用者の氏名、領収日、領収金額、購入先、購入品名が記載されたもの

ウ 安全性の承認を受けたヘルメットであることが分かる書類

(例：保証書や取扱い説明書等の写し)

エ 販売店が発行する販売証明書（イ及びウの書類が提出できない場合）

② 提出期間

(★)

令和8年4月1日(水)～令和9年3月1日(月)

★申請の締切日は3月1日(市に必着)です

③ 提出方法

新城市役所行政課の窓口へ持参又は郵送

(鳳来総合支所地域課又は作手総合支所地域課の窓口でも受け付けます。)

2. 「請求書類」を市に提出する。

申請書類の提出後、市から交付決定通知書を郵送又は電子メールで送付しますので、内容の確認後、次の書類を市に提出（窓口へ持参又は郵送）してください。

① 請求書（申請者の^(★)「記名」と押印があること。）

② 振込先の通帳（又はキャッシュカード）の写し

★窓口へ持参の場合は印鑑をお持ちください

3. 市が補助金を交付する（指定口座への振込み）。

請求書類の提出後、市が請求書に記載された指定口座に補助金を振り込みます。

(事務処理の都合上、振込みまでに期間を要する場合があります。)

自転車の安全・適正な利用のため、お子さんから
高齢の方まで、必ずヘルメットを着用しましょう！！

市ホームページ



○ この補助金の手続に関する情報や提出書類データは、
市ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

【URL】 <https://www.city.shinshiro.lg.jp/kurashi/seikatsu/kotsuanzen/helmet.html>

○ 補助金の交付条件、申請書や請求書の提出方法などでご不明な点がございましたら、**書類提出前に電話などで行政課にご相談ください**。また、提出書類の訂正などで手続が遅れないよう、**行政課の窓口で申請書や請求書の書き方をご案内しています**ので、ぜひご利用ください。

[お気軽にご相談ください] 新城市総務部行政課市民安全係

電話 0536-23-7611 電子メール anzen@city.shinshiro.lg.jp